

## 個別保健事業の評価(事業3)

事業名	健診異常値放置者受診勧奨事業					
年 度	令和5年度・令和6年度					
目的・概要	特定健診の結果、おもに生活習慣病に関連する数値に異常がある者に対して、医療機関への受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期の治療につなげることで、対象者の健康保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費適正化を目指す。					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：特定健康診査の結果、主に生活習慣病に関するリスクがある者                  [血压]収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上                  [脂質]中性脂肪（空腹・随時問わず）500mg/dl以上またはLDLコレステロール180mg/dl以上                  [血糖]空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上                  [腎機能]尿蛋白（+）またはeGFR45ml/min/1.73m<sup>2</sup>未満                  いずれかの項目で該当（いずれも受診勧奨判定値を超えるレベル）するにも関わらず、同年度中該当項目でのレセプトがない者</li> <li>・発送数：令和5年—593名、令和6年—572名</li> <li>・医療機関受診勧奨通知：健診結果から生活習慣病のリスクがある可能性があり、医療受診が必要なレベルであることを伝え、受診を促す個別通知を送付する。より迅速で効果的な勧奨とするため、令和5年度からは、健診結果からの対象者選定及び通知発送を健診結果把握のタイミングで随時行っている。</li> <li>・受診確認：通知後、レセプト（診療情報）を確認し、受診状況を確認する。</li> <li>・個別支援；通知後、受診が確認できない場合、電話等での状況確認及び必要に応じた支援を実施する。</li> </ul> <p>※令和4年度までは事業を委託で実施していたため、対象者は前年度の健康診査の結果より抽出、送付は年1回、評価は送付月より2か月後から3か月間の受診有無を確認することとしていたが、対象者によっては1年以上のタイムラグが発生していた。そのため、令和5年度から委託をせず実施し、当該年度の受診結果をもとに、結果が確認でき次第毎月送付する方法へ変更した。</p>					
評 価	評価指標	策定時 (令和4)	経年変化			
	対象者への受診勧奨率 (%)	100	年 度	令和5	令和6	令和7
			目標値	100	100	100
			実測値	100	100	—
	勧奨対象者の医療機関受診率 (%)	6.1 (令和3)	年 度	令和5	令和6	令和7
			目標値	12	8	10
実測値			8.8	8.8	—	
※…令和4年度は、評価方法が前年度と異なるため、令和3年度実績で記載。						

<p>評価の まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和5年度</b> 上述の通り。健診を受けてから時間を置かずに対象者に対しては受診勧奨できるようになった。</li> <li>・ <b>令和6年度</b> 令和5年度に実施した方法を継続し、通知発送後対象者の受診確認も毎月実施し評価している。 令和5、6年とも通知発送後の受診率は同様の数値であり評価は現状維持とする。</li> </ul>
<p>令和7年度 以降の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度は、通知後の受診有無の確認をしたのち、受診が見られない対象者については電話等で受診勧奨・保健指導を実施し、異常値に対しての知識や認識の向上を図り、受診勧奨を促す。</li> <li>・ 令和7年度は、腎臓機能の低下防止に着目し、腎機能異常値放置者の者には、腎臓内科専門医のアドバイスを掲載した受診勧奨を行う。</li> </ul>